

第29回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月10日（月） 午前9時30分から午前10時10分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室
3. 出席委員（8名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久
4. 欠席委員（1名）

3番委員	中島	照章
------	----	----
5. 議事日程

審議事項		
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	農用地利用集積等促進計画（案）について	
議案第3号	農地所有適格法人の要件確認について	
報告事項		
報告第1号	農地法第18条による合意解約について	
報告第2号	農地法第5条の規定による届出申請について	
報告第3号	非農地証明について	
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	鬼木	真理子
職 員	福浦	忠紀

会長代理 本日は、会長が眼の術後で書類の文字が見えにくいとのことなので、会長に代わり私の議長役で進行しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第29回農業委員会総会を開催いたします。

大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、4番委員と5番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名します。

各委員 はい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、3件の申請がございます。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。所有権移転では4件ございます。

1番は、飲食店経営をしている〇〇さんが、住宅購入にあたり隣接する農地も購入での申請でございます。初めての農地取得のため、営農計画書をご提出いただいております。

2番から4番までは、〇〇で耕作されている〇〇さんが、3番の〇〇さんの農地全てと周辺農地も含め売買の申請でございます。こちらについては、〇〇さんより春頃から売買申請の相談がございましたが、未耕作状況が続いていたことで委員の皆さまからの意向に沿い、作付、収穫、販売までの一連の農業が出来たことを確認した後と説明をしてきたところです。

この度、一連の耕作状況も確認できたことから会長との相談の結果、申請となったものでございます。

また、面積が広いことから再度、自分で耕作されるのかを代理人である行政書士に確認したところ、「自分だけではないが、雇用し耕作すると言っておられる。」との回答を得たところでございます。

さらに、ご高齢であることから後継者についても確認をしたところ、娘婿が〇〇町におられ、引き継いでいくとの回答があったところです。

次に貸借権設定に入ります。こちらは6件ございます。

1番から4番までは、期間満了によるもので、農事組合法人〇〇が10年間の更新申請でございます。

5番は認定農業者の〇〇さんが、引き続き使用貸借10年間での申請でございます。

6番も認定農業者の〇〇さんが、引き続き使用貸借10年間での申請でございます。いずれも許可基準を満たしていると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 それでは次に地区担当委員の意見に入ります。

1ページの所有権移転1番は、会長ですので意見をお願いします。

会長 1番は、古い空家となっている家を購入での隣の農地の取得申請です。

〇〇さんを私は存じませんが、家の隣ということですが、周辺耕作者の〇〇さんが亡くなられた後、集落に耕作者がいない状況です。荒れているところが増えていますが、家の隣で管理しやすく、また、採れた野菜はお店に使うということなので、うまくいけば良い結果になるのではと思っております。問題ないと思ひます。以上です。

議長 次に2番から4番までは、同じ受人です。担当地区委員の8番委員から意見をお願いします。

8番委員 はい。推進委員と一緒に現地調査をしましたが、何ら問題ないと思ひます。以上です。

議長 次に4ページの貸借権設定に入ります。

1番から4番までは、5番委員になりますので意見をお願いします。

5番委員 農事組合法人の更新申請ですので問題ありません。

議長 5番と6番は、会長になりますので続けて意見をお願いします。

会長 認定農業者の〇〇さんの耕作地域ですので、更新でもありますので、問題ありません。

6番の〇〇さんも認定農業者でハウス栽培地に利用されておりますので、問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは地区委員の意見を終わり審議に入ります。

まず所有権移転に関して、ご質問がある方は挙手願ひます。

(挙手なし)

挙手がないため質問なしとして採決に入ります。

1 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成で1 番案件は許可に決定します。

2 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成で2 番案件は許可に決定します。

次に3 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成で3 番案件は許可に決定します。

4 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成で4 番案件は許可に決定します。

貸借権設定に入ります。

貸借権設定について、意見のある方は挙手願います。

(挙手なし)

挙手がないため質問なしとして採決に入ります。

1 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成で1 番案件は許可に決定します。

2 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成で2 番案件は許可に決定します。

3 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成で3 番案件は許可に決定します。

4 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成で4 番案件は許可に決定します。

5 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成で5 番案件は許可に決定します。

6 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成で6 番案件は許可に決定します。

以上で議案第1号を終わります。次に、

議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議長 このことについては、4件の申請がございます。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは推進機構取扱いの貸借権設定のものでございます。
1番と2番は、貸借期間満了となるための更新申請でございます。
3番は、自作地で長年荒地となっている7筆を隣接する〇〇さんが新規の貸借申請でございます。
4番は、農業者年金において経営移譲の場合は加算支給を受けるため、親子間の貸借が満了するための契約更新でございます。
以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
ご意見ご質問がある方は挙手願います。
(挙手なし)
質問なしとして採決に入ります。
議案第2号は、いつもどおり一括採決にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決といたします。
議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手確認)
ありがとうございます。
全員賛成で案どおりに決定します。
次に

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 このことについては1件っております。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 こちらについては、提出のあった報告書より、法人各項目を総会資料にまとめております。全ての項目で適と思われる。要件を満たしているかのご審議の程、お願いいたします。

議長 それでは審議に入ります。
質問がある方は挙手願います。

議長 他にございませんか。

(挙手なし)

挙手がないので、採決に入ります。

議長

質問は無いようですので、採決に入ります。

要件を満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手確認)

全員賛成で法人は要件を満たしていることに決定します。

次の報告へ入ります。

報告第1号 農地法第18条による合意解約

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。1番から4番までは、本日の議案第1号2番から4番までの3条申請売買のための解約でございます。

5番はこの後の報告第2号で説明いたしますが、転用のための解約でございます。

6番は、耕作者がお亡くなりになり、その後の耕作をされないとのことから解約でございます。なお、今後の耕作者を委員で調整中と伺っております。

7番は6番と同じで理由での解約ですが、こちらは、会長耕作でまとまり、後日、貸借申請提出と伺っております。

以上です。

議長

ご質問がある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

無いものとし、次に進みます。

報告第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の届出申請について

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。1番は、隣接農地を敷地拡張での転用でございます。

2番は、新築予定者の宅地利用での転用でございます。

3番と4番は、一体利用での分譲転用でございます。

5番は、資材置場利用での転用でございます。全て市街化区域内の土地で、住宅や更地になっている土地の処分あたり、登記地目変更のためのものがございます。以上です。

議長

ご質問がある方は挙手願います。

(挙手なし)
無いようですので次に進みます。

報告第3号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、所有者死亡による相続人不在のため、清算人である弁護士からの申請であり、地区委員とともに調査を行った結果、借家等の宅地並びに山林化していた記載の土地について非農地判定をしたもので、売却に向けての地目整理でございます。
2番は、〇〇学校の敷地南東に接する土地で、地目整理が目的でございます。
3番は、相続地整理のための地目変更が目的でございます。こちらは調整区域のため、委員にもご確認をいただき交付したものでございます。
4番は、敷地内の土地の地目整理が目的でございます。
5番は、土地処分のため分筆されたもので売却のための地目整理が目的でございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手願います。
(挙手なし)
無いようですので次に進みます。

議長 以上で審議、報告を終わります。
これをもちまして第29回総会を終了いたします。

閉会

以上